

別表1

衛生法規	<p>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第338号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において法律学を修めた者</p> <p>2 衛生行政に3年以上の経験を有する者</p> <p>3 1及び2と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
公衆衛生学	<p>1 医師 2 獣医師</p> <p>3 薬剤師 4 管理栄養士</p> <p>5 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において公衆衛生学を修めた者</p> <p>6 1から5と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
食品学	<p>1 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において食品学を修めた者</p> <p>2 栄養士</p> <p>3 1及び2と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
食品衛生学	<p>1 医師 2 獣医師</p> <p>3 薬剤師 4 栄養士</p> <p>5 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において栄養学を修めた者</p> <p>6 1から5と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
栄養学	<p>1 医師 2 獣医師</p> <p>3 薬剤師 4 栄養士</p> <p>5 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において食品衛生学を修めた者</p> <p>6 1から5と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
社会	<p>1 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において社会学、経済学、経営学、会計学、政治学又は法律学を修めた者</p> <p>2 食品に関する行政に5年以上の経験を有する者</p> <p>3 製菓衛生師の免許を受けた後、3年以上の実務若しくは社会について実地指導に従事した経験を有する者</p> <p>4 1、2及び3と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
製菓理論	<p>1 学校教育法第57条の規定に該当する者(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部科学大臣が認めた者を含む。)であって、製菓衛生師の免許を受けた後、3年以上実務又は製菓理論について実地指導に従事した経験を有する者</p> <p>2 1と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>
製菓実習	<p>1 7年以上実務又は製菓実習について実地指導に従事した経験を有する者(実務の期間と製菓実習について実地指導に従事した期間とを合算した期間が7年以上である者を含む。)のうち、製菓衛生師の免許を受けた後、3年以上の実務又は製菓実習について実地指導に従事した経験を有する者(実務の期間と製菓実習について実地指導に従事した期間とを合算した期間が3年以上である者を含む。)</p> <p>2 10年以上実務又は製菓実習について実地指導に従事した経験を有する者(実務の期間と製菓実習について実地指導に従事した期間とを合算した期間が10年以上である者を含む。)</p> <p>3 1及び2と同等以上の資格又は経験を有すると認められる者</p>